

かすみがうら市議会第2回定例会
議案第37号に関する補足説明資料

令和3年6月8日 総務部 検査管財課

令和2年度 安全運転管理者会議資料

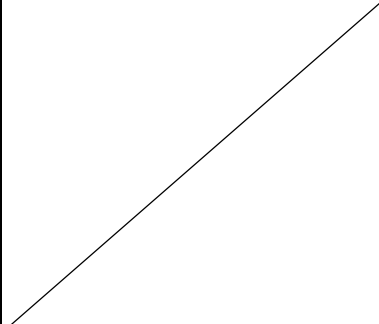
安全運転管理者の責務

安全運転管理者は、自動車の安全な運転を確保するために必要な当該使用者の業務に従事する運転者に対して行う交通安全教育、その他自動車の安全な運転に必要な業務（自動車の装置の整備に関する業務を除く）で総理府令で定めるものを行わなければなりません。【道路交通法 第74条の3 第2項】

安全運転管理者の業務【道路交通法施行規則第9条の10】

本来行うべき業務	かすみがうら市の取り組み	安全運転管理者が実際に行う業務
<p>①運転者の運転適正や関係法令の遵守状況の把握 自動車の運転に関する運転者の適性、技能及び知識並びに法及び法に基づく命令の規定並びに法の規定に基づく処分の運転者による遵守の状況を把握するための措置を講ずること。</p>	<p>・定期的な運転免許証の確認（飲酒運転防止取組指針/平成30年2月28日）</p>	
<p>②運行計画の作成 最高速度違反、過積載運転、過労運転、放置行為の防止その他安全な運転に留意して自動車の運行計画を作成すること。</p>		
<p>③交替運転者の配置 長距離運転または夜間運転となる場合、疲労により安全な運転ができないおそれがあるときは、あらかじめ交替するための運転者を配置すること。</p>	<p>・福祉バス、教育委員会バスは、運行時間及び運行経路を使用申請書により確認して運行させる。 ・保育所送迎バスは、所定の運行経路、運行時間により運行させる。</p> <p>・福祉バス、教育委員会バスは、運行時間及び運行経路を使用申請書で確認し、交替するための運転者が必要か判断し、必要なら交替の運転者を配置する。</p>	

本来行うべき業務	かすみがうら市の取り組み	安全運転管理者が実際に行う業務
<p>④異常気象時の安全運転の確保</p> <p>異常な気象、天災その他の理由により、安全運転の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示その他安全運転の確保を図るための措置を講ずること。</p>		<p>・福祉バス、教育委員会バス、保育所バスは、異常な気象の予測される場合は、運行中止等の措置をとる。</p>
<p>⑤点呼、日常点検等による安全運転の確保</p> <p>運転者に対して点呼等を行い、自動車の点検の実施及び、飲酒、過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること。</p>		<p>・飲酒については、公用車使用前にアルコールチェッカーによる確認を義務付け、運転日誌に記載している。また、飲酒する職員にアルコールチェッカーの購入を依頼し、通勤前日に飲酒した場合の記録シートへの記入及び所属長への提出・確認を受けることとしている。</p>
<p>⑥運転日誌の備え付けと記録</p> <p>運転者名、運転の開始及び終了の日時、運転した距離その他自動車の運転の状況を把握するため必要な事項を記録する日誌を備え付け、運転者に記録させること。</p>		<p>・各公用車ごとに運転日誌を備え、運転する際に運転者が記録している。</p>

本来行うべき業務	かすみがうら市の取り組み	安全運転管理者が実際に 行う業務
⑦安全運転指導 運転者に対し、自動車の 運転に関する技能、知識 その他安全な運転を確保 するため必要な事項につ いて指導を行うこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・無事故無違反チャレジ 安管いばらきへの参加 (実施期間 7月1日~10 月31日) ・安全運転競技会の参加 (昨年は10月18日に実 施) 	

※本来であれば①から⑦の業務すべてを安全運転管理者が行うこととなっているが上の表のとおり役割分担しています。

交通事故の原因と対策

【原因】令和元年度の事故

●安全運転義務違反(道路法)別事故の分類

事故原因	内容	件数
操作不適	ハンドル操作の不適など運転ミス	1件
前方不注意	前の向きへの注意が欠けていること	2件
動静不注視	他の車や歩行者を見落としたために起きた事故	2件
安全不確認	十分な安全確認をしなかった	8件
安全速度違反	安全な速度での走行を怠った	0件
予測不適	相手の車の動きの予測を誤ったことによる事故	1件
その他		2件
	計	16件

●事故を起こした時間帯・曜日・年代別事故分類

時間	件数	曜日	件数	年代	件数
午前8・9時代	1件	月曜日	6件	20代	4件
午前10・11時代	4件	火曜日	1件	30代	2件
午後12・1時代	2件	水曜日	2件	40代	5件
午後2・3時代	4件	木曜日	6件	50代	3件
午後4・5時代	2件	金曜日	1件	60代	1件
午後6時以降	2件			その他	1件
時間不明	1件				
計	16件	計	16件	計	16件

【対策】

- ・車両の切り返しや車両の車庫入れの際は、同乗者が降りて必ず周囲の安全を確認する。
- ・事故を分類するとお昼の時間帯や月曜、木曜日に事故が多いので、集中力を切らさず気を付ける。(月木運動)
- ・市職員が無事故無違反チャレンジに参加し無事故無違反への意識を高める。

【令和元年度に起きた事故一覧】

	事故日	事故原因	事故の状況
1	平成31年4月11日	前方不注意	右折しようとしていた車がいた為に停車していた2台の普通車に気付かず衝突した。追突された普通車がその前に停車していた普通車へ追突したものの。
2	平成31年4月18日	その他	救急車が救急支援中に何者かに表示板を壊された。
3	令和元年6月6日	安全不確認	車両の切り返しを行っている最中に庭先にあった汚水枡を左前輪で破損したものの。
4	令和元年6月19日	安全不確認	救急出場中、踏切内に進入した際、遮断機が鳴り降下してきてポールと車両が接触したものの。
5	令和元年8月 1日	前方不注意	公用車が市道進行方向左側にあるカーブミラー支柱と脇見運転をしたため接触した。
6	令和元年10月21日	安全不確認	公用車が後退した際、墓地の門の岩の柱に衝突した。
7	令和元年10月23日	安全不確認	車庫へ入れる際に、車庫の柱に助手席側のドアミラーを擦り破損した。
8	令和元年11月5日	その他	車両左側上部、左側スライドドア後の窓上部にへこみがあることを発見した。事故した運転者・事故日時・事故場所については不明。
9	令和元年11月11日	予測不適	宅地内から道路に出て右折しようとしたところ、軽自動車が接近してきて接触した。
10	令和元年11月21日	安全不確認	駐車場に後進して駐車中に、駐車場のガードに接触したものの。
11	令和元年11月24日	安全不確認	車庫に入れる際にバックで進み車庫の鉄の柱に衝突したものの。
12	令和元年12月9日	安全不確認	方向転回を行った際に誤って自販機の屋根に衝突した。
13	令和元年12月13日	動静不注視	駐車場を出て右折する際、「止まれ」の標識に接触して標識を倒してしまった。
14	令和元年12月26日	安全不確認	交差点を右折する際に民家の花壇のブロックにマフラー及びボディを接触させたものの。
15	令和2年2月3日	操作不適	駐車場で車両を前進しようとした際、傾斜により車両が後退してしまい公園の柵に衝突したものの。
16	令和2年3月16日	動静不注視	左折しようとしてゆっくり進んでいた所、対向車と接触した。

令和2年度のかすみがうら市役所安全運転活動

～スローガン～

安全確認を行い交通事故ゼロを目指そう！

集中力を切らさず月木運動に取り組もう！

	かすみがうら市の運動	県交通対策協議会の運動
9月	安全確認の実施運動 安全運転の啓発(公用車にマグネットを貼る) 9/1～9/30	1日 交通安全の日 15日 高齢者の交通事故ゼロの日 21日 高齢者の交通事故防止に向けた県内一斉強調日 21日～30日 秋の全国交通安全運動 30日 交通事故死ゼロを目指す日
10月	月木運動	1日 交通安全の日 15日 高齢者の交通事故ゼロの日
11月	安全確認の実施運動	1日 交通安全の日 15日 高齢者の交通事故ゼロの日
12月	月木運動 安全運転の啓発(公用車にマグネットを貼る) 12/1～12/28	1日 交通安全の日 15日 高齢者の交通事故ゼロの日 1日～15日 年末の交通事故防止県民運動
1月	安全確認の実施運動	1日 交通安全の日 15日 高齢者の交通事故ゼロの日
2月	月木運動	1日 交通安全の日 15日 高齢者の交通事故ゼロの日
3月	安全確認の実施運動	1日 交通安全の日 15日 高齢者の交通事故ゼロの日

※月木運動とは、令和元年度に起きた、かすみがうら市職員の事故を分類すると、月曜日と木曜日に事故が多く発生しました。特に月曜日と木曜日は集中力を切らさず気を付けて運転しようという運動です。

○安全運転啓発マグネットシートについて

・平成30年度かすみがうら市役所安全運転管理者会議の意見として、公用車へ安全運動実施中のマグネットシートを貼って啓発してはどうかという意見があり作成しました。最終的には、救急車等の車両を除いた全公用車に設置する予定ですが、予算の関係で毎年約30枚ずつ作成し増やしていく予定ですので貼りつけ期間以外は配布先で大切に保管してください。

配布先

配布先	令和元年度	令和2年度	計
千代田庁舎	8枚(2号車、11号車、社会福祉課58-79、納税課64-34)	6枚(1号車、3号車、介護長寿92-50)	14枚
霞ヶ浦庁舎	6枚(1号車、2号車、3号車)	6枚(4号車、5号車、6号車)	12枚
あじさい館	2枚(エブリー317)	2枚(サクシート [®] 90-40)	4枚
やまゆり・わかぐり保育所	4枚(バス206、バス591)	2枚(バス321)	6枚
第一保育所	2枚(バス206)	0枚	2枚
学校教育課	2枚(エッセ92-64)	2枚(フリウス65-75)	4枚
消防本部	4枚(セレナ85-77、西指揮686)	4枚(フリウスアルファ16-04、東指揮332)	8枚
上下水道課	4枚(リオ40-03、エブリー67-47)	4枚(プロボックス10-10、エブリー47-46)	8枚
ウェルネスプラザ	0枚	4枚(アルト77-80、アルト77-81)	4枚

※令和2年度はマグネットシートを9/1～9/30と12/1～12/28の期間に公用車に貼って下さい。